

# JID トリオN (分割型) 賃貸保証委託申込書 兼「個人情報の取得・利用・提供に関する同意書」及び「契約事項に関する同意書」

以下の必須記入項目、及びお申込者記入項目をご記入ください。

私(申込者・賃借人)は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認書類、ならびに入居申込書等の当社の与信判断に必要な書類を提出することに同意します。また、日本賃貸保証株式会社グループが与信判断及び賃貸保証委託契約の締結、管理等に際し裏面の条項に従って、当該個人情報の取扱いを行うこと、及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みを行います。

お申込者様 署名(自筆)	<input type="checkbox"/> クレジット カード 支払予定
-----------------	---

※1 集送金手数料がかかります。毎月の約定日(27日)にお振替ができなかった場合、再請求事務手数料がかかります。  
 ※2 月額保証料は「契約始期日の翌月分」までご請求いたします。未清算の月額保証料は初回振替日にまとめてご請求いたします。フリーレント等で、お家賃のご請求がない月も月額保証料はご請求させていただきます。

▶ 必須記入項目 ※以下の項目は全てご記入ください。

代理店	代理店名	有限会社 ランドマーク	電話番号	0534127505 0534127506
	代理店コード	22A-G120330P	担当者氏名	加藤 利幸

申込内容等	物件名称	フリガナ		用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住居用(スタンダードプラン) <input type="checkbox"/> 住居用(ワイドプラン) <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他( )	
	所在地	〒			号室	
	敷金	円	家賃	①	円	初回あり 初回なし
	礼金	円	管理費 共益費	②	円	
	保証金	円	駐車場	③	円	
	敷引	円	その他	④	円	
		毎月支払 総額※1	①+②+③+④	円	初回保証料 ( 50 ) % 円 月額保証料※2 ( 3.3 ) % 円 月額保証料※2 ( ) % 円 【保証料の算出方法】毎月支払総額×料率(%) (※小数点以下は切捨、初回・月額共に最低保証料がございます。) (※引落費料に変更があった場合は、月額保証料が変わります。 )	

その他	緊急連絡先について	入居申込書(下記緊急連絡先)に記載されている「連帯保証人」は、 <input type="checkbox"/> 連帯保証人である。 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先である。
	転居理由	

備考	
----	--

▶ お申込者記入項目(選択記入) ※貴社でご使用されている「入居申込書」を同時にFAXいただく場合、下記情報が記載されていれば記載不要です。

入居者(申込者)	お名前	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日(才)	
			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍			
	ご住所	〒		自宅電話				
				携帯電話				
	お勤め先	名称	フリガナ	電話番号	役職	社員数	人	
		所在地	〒	業務内容	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場	勤続年数	年 月
職業	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 年金受給 <input type="checkbox"/> 無職( )						学生 <input type="checkbox"/> 学生	
お住まい	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有		居住年数	年	月	月収	万円	
ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供あり( 人)							

緊急連絡先	お名前	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日(才)
			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍		
	ご住所	〒		申込者との関係	自宅電話		
					携帯電話		

入居者	※申込者様以外のお名前がある場合はご記入ください。			入居者について		<input type="checkbox"/> 契約者含め入居 <input type="checkbox"/> 契約者以外入居				
	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	西暦	年	月	日(才)
						携帯電話				
	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	西暦	年	月	日(才)
					携帯電話					

記入漏れがないかご確認の上、本人確認書類等、必要書類と共に **03-5620-2910** までFAXください。

【お問合せ先】日本賃貸保証株式会社 審査部門 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 TEL.03-4232-2500

## 個人情報の取得・利用・提供等に関する事項

### 第1条 (利用範囲)

- 日本賃貸保証株式会社グループ(以下「乙」とい)は、お客様(賃借人、以下「甲」とい)から賃貸保証委託契約(以下「本件委託契約」とい)のお申込み(含む契約)に取得した以下の情報(以下「個人情報」とい)を、関連する業務や情報提供(賃貸保証業務、会員専用通帳保険業務、生活支援融資資金貸付サービス、住まいサポート24サービス(希望者に付帯される保険の業務の含む)など)を運営、円滑に遂行することを目的として利用させていただきます。
  - 個人情報について。
    - 乙が所定の申込書に記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」(含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先から通知を受け取る等により得た「変更情報」)
    - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
    - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
    - 甲が申し込んだ内容、及び緊急連絡先の方名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力に関する情報」
  - 個人情報の提供について。
    - 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ的確にサービスを提供するために、以下により、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

### 【業務委託を行う個人情報の提供について】

以下のグループ会社から賃貸保証に関連する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。

社名: ジェイアイディ総合管理株式会社
住所: 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号: 03-4232-2510
個人情報保護管理者: 代表取締役 ホームページアドレス: <a href="http://www.jids-net.co.jp/">http://www.jids-net.co.jp/</a>

### 【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し、賃貸物件検索サイト、生活支援融資資金貸付サービスなどの生活に関する各種サービスを行うために、ワイド検索を含む、以下に追加で住まいサポート24サービス(希望者に付帯される保険の業務を含む)を行うために、以下の情報を後述のグループ会社等に提供します。提供する情報・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。なお、乙は、上記内容について、甲の同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

住まいサポート24サービス、通帳販売及び各種情報提供の会社
社名: 株式会社ホームマイスター24
住所: 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号: 03-4232-2526
個人情報保護管理者: 取締役 ホームページアドレス: <a href="http://homemester24.com/">http://homemester24.com/</a>

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社名: ジェイアイディ総合管理株式会社
住所: 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4

### 第2条 (保証料)

- 甲は、表面記載の次回保証料を乙の定める方法により、乙に支払います。
- 表面記載の契約始期日の翌月から甲は乙に対し、毎月表面記載の金額または、表面記載の算出方法により算出された金額を月間保証料として支払ふものとします。
- 賃借人は、保証料を支払った後、甲が返済の滞りによって支払ふことが出来ず、この場合、これに基づき求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

### 第3条 (本件委託契約の成立)

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が次回保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

### 第4条 (保証の範囲)

- 乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原賃貸借契約等に明記されていることが条件となります。
  - 原賃貸借契約等に基づいて、表面記載の契約始期日より発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料・変動費等(以下「賃料等」とい)を、但し、本件委託契約に明記されているものに限り。
  - 原賃貸借契約等の解除後における本物の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第5条2項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に算する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の末日数を分母に計算するものとします。
  - 原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類(車両も含む)がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に関する費用。
  - 前各号の債務の履行に際し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
  - その他、乙が相当と認めたもの。
- 原賃貸借契約等の期間中は本件委託契約を締結する場合、乙は本件委託契約締結前に既に発生していた債務が保証対象は、保証しないものとします。

### 第5条 (契約期間)

- 本件委託契約の契約期間は、契約締結日より、原賃貸借契約等の解約または解除される日までとします。
- 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。

### 第6条 (保証内容の変更)

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項により届け出られた内容につき、乙が承諾した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第7条 (定期借家契約)

- 本物件の定期借家契約の場合は以下の通りとします。
  - 原賃貸借契約等が解約を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
  - 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡した日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。

### 第8条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した日、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

### 第9条 (求償権の範囲)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために乙が支払った費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに際する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第10条 (事前求償)

- 甲についての、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
  - 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の配当に加入しないとき。
  - 原賃貸借契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

### 第11条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づき甲が賃借人に預けた敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充當した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの賃料等に充當されるものとします。

### 第12条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社へ譲渡することを予め承諾します。

### 第13条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の住所または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることに同意し、予め承諾します。

### 第14条 (個人情報の取得・利用・提供等に関する事項)

- 電話番号: 03-4232-2510
  - 個人情報保護管理者: 代表取締役  
ホームページアドレス: <http://www.jids-net.co.jp/>
- 付帯される保険の引保保証会社  
社名: ティー11と保険会社  
住所: 東京都中央区新大塚4丁目10番2号  
電話番号: 0120-860-697 お客様相談室  
ホームページアドレス: <http://www.zurich.co.jp/>

### 第15条 (個人情報の取得・利用同意)

- 甲は、本条認諾されている乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本条認諾されている乙が、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確証(含む、写しの甲)にすることと同意します。
- 乙の甲に対し、賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、乙がSMS通知サービスを利用してメールを送信することに同意します。なお、H25年9月以降、甲がSMSサービスを利用する際、SMS携帯の安心ロックを設定し、SMS内身に電話番号やURLを入れてお届けします。

### 第16条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報を利用しての加盟する、(1)賃貸物件の送付、メール配信、電話告知、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(2)その他、販売活動、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(3)賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、
- 甲は賃借人、及び集合者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報や乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

### 第17条 (提携先及び個人情報提供機関への利用の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第18条 (賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用)

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づき個人情報及び乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

### 第19条 (客観的な取引事実)

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記の内いずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が賃貸借保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

- 賃貸借保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

### 第20条 (個人情報のうち入居者)

- 甲及び乙が同意している場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性のある場合には、甲の承諾なしに案内に入居することが出来ます。

### 第21条 (連絡事項)

- 甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞りなく支払うこと、甲が乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項により届け出られた内容につき、乙が承諾した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第22条 (定期借家契約)

- 本物件の定期借家契約の場合は以下の通りとします。
  - 原賃貸借契約等が解約を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
  - 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡した日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。

### 第23条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した日、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

### 第24条 (求償権の範囲)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために乙が支払った費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに際する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第25条 (事前求償)

- 甲についての、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
  - 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の配当に加入しないとき。
  - 原賃貸借契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

### 第26条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づき甲が賃借人に預けた敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充當した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの賃料等に充當されるものとします。

### 第27条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社へ譲渡することを予め承諾します。

### 第28条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の住所または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることに同意し、予め承諾します。

### 第29条 (個人情報の取得・利用・提供等に関する事項)

- 電話番号: 03-4232-2510
  - 個人情報保護管理者: 代表取締役  
ホームページアドレス: <http://www.jids-net.co.jp/>
- 付帯される保険の引保保証会社  
社名: ティー11と保険会社  
住所: 東京都中央区新大塚4丁目10番2号  
電話番号: 0120-860-697 お客様相談室  
ホームページアドレス: <http://www.zurich.co.jp/>

### 第30条 (個人情報の取得・利用同意)

- 甲は、本条認諾されている乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本条認諾されている乙が、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確証(含む、写しの甲)にすることと同意します。
- 乙の甲に対し、賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、乙がSMS通知サービスを利用してメールを送信することに同意します。なお、H25年9月以降、甲がSMSサービスを利用する際、SMS携帯の安心ロックを設定し、SMS内身に電話番号やURLを入れてお届けします。

### 第31条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報を利用しての加盟する、(1)賃貸物件の送付、メール配信、電話告知、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(2)その他、販売活動、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(3)賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、
- 甲は賃借人、及び集合者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報や乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

### 第32条 (提携先及び個人情報提供機関への利用の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第33条 (賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用)

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づき個人情報及び乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

### 第34条 (客観的な取引事実)

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記の内いずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が賃貸借保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

- 賃貸借保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

### 第35条 (個人情報のうち入居者)

- 甲及び乙が同意している場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性のある場合には、甲の承諾なしに案内に入居することが出来ます。

### 第36条 (連絡事項)

- 甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞りなく支払うこと、甲が乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項により届け出られた内容につき、乙が承諾した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第37条 (定期借家契約)

- 本物件の定期借家契約の場合は以下の通りとします。
  - 原賃貸借契約等が解約を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
  - 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡した日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。

### 第38条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した日、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

### 第39条 (求償権の範囲)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために乙が支払った費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに際する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第40条 (事前求償)

- 甲についての、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
  - 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の配当に加入しないとき。
  - 原賃貸借契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

### 第41条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づき甲が賃借人に預けた敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充當した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの賃料等に充當されるものとします。

### 第42条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社へ譲渡することを予め承諾します。

### 第43条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の住所または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることに同意し、予め承諾します。

### 第44条 (個人情報の取得・利用・提供等に関する事項)

- 電話番号: 03-4232-2510
  - 個人情報保護管理者: 代表取締役  
ホームページアドレス: <http://www.jids-net.co.jp/>
- 付帯される保険の引保保証会社  
社名: ティー11と保険会社  
住所: 東京都中央区新大塚4丁目10番2号  
電話番号: 0120-860-697 お客様相談室  
ホームページアドレス: <http://www.zurich.co.jp/>

### 第45条 (個人情報の取得・利用同意)

- 甲は、本条認諾されている乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本条認諾されている乙が、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確証(含む、写しの甲)にすることと同意します。
- 乙の甲に対し、賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、乙がSMS通知サービスを利用してメールを送信することに同意します。なお、H25年9月以降、甲がSMSサービスを利用する際、SMS携帯の安心ロックを設定し、SMS内身に電話番号やURLを入れてお届けします。

### 第46条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報を利用しての加盟する、(1)賃貸物件の送付、メール配信、電話告知、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(2)その他、販売活動、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(3)賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、
- 甲は賃借人、及び集合者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報や乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

### 第47条 (提携先及び個人情報提供機関への利用の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第48条 (賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用)

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づき個人情報及び乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

### 第49条 (客観的な取引事実)

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記の内いずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が賃貸借保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

- 賃貸借保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

### 第50条 (個人情報のうち入居者)

- 甲及び乙が同意している場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性のある場合には、甲の承諾なしに案内に入居することが出来ます。

### 第51条 (連絡事項)

- 甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞りなく支払うこと、甲が乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項により届け出られた内容につき、乙が承諾した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第52条 (定期借家契約)

- 本物件の定期借家契約の場合は以下の通りとします。
  - 原賃貸借契約等が解約を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
  - 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡した日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。

### 第53条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した日、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

### 第54条 (求償権の範囲)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために乙が支払った費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに際する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第55条 (事前求償)

- 甲についての、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
  - 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の配当に加入しないとき。
  - 原賃貸借契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

### 第56条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づき甲が賃借人に預けた敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充當した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの賃料等に充當されるものとします。

### 第57条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社へ譲渡することを予め承諾します。

### 第58条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の住所または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることに同意し、予め承諾します。

### 第59条 (個人情報の取得・利用・提供等に関する事項)

- 電話番号: 03-4232-2510
  - 個人情報保護管理者: 代表取締役  
ホームページアドレス: <http://www.jids-net.co.jp/>
- 付帯される保険の引保保証会社  
社名: ティー11と保険会社  
住所: 東京都中央区新大塚4丁目10番2号  
電話番号: 0120-860-697 お客様相談室  
ホームページアドレス: <http://www.zurich.co.jp/>

### 第60条 (個人情報の取得・利用同意)

- 甲は、本条認諾されている乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本条認諾されている乙が、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確証(含む、写しの甲)にすることと同意します。
- 乙の甲に対し、賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、乙がSMS通知サービスを利用してメールを送信することに同意します。なお、H25年9月以降、甲がSMSサービスを利用する際、SMS携帯の安心ロックを設定し、SMS内身に電話番号やURLを入れてお届けします。

### 第61条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報を利用しての加盟する、(1)賃貸物件の送付、メール配信、電話告知、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(2)その他、販売活動、甲の引継ぎ業務活動のために利用する場合、(3)賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合、
- 甲は賃借人、及び集合者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報や乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

### 第62条 (提携先及び個人情報提供機関への利用の同意)

- 甲は、乙が甲の住所のいずれかに該当する事由が生じた場合に、甲に関する個人情報登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第63条 (賃貸借保証情報取扱機関への登録・利用)

- 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づき個人情報及び乙の加盟する賃貸借保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

### 第64条 (客観的な取引事実)

FAX送信先 03-5620-2910 (矢印の方向に送信してください。)

# FAX送付状【個人のお申込時に必要な書類】

## 代理店様情報(必須)

代理店名	有限会社 ランドマーク		
電話番号	0534127505	FAX番号	0534127506
担当者名	加藤 利幸	代理店コード	22A-G120330P

## お申込者様情報(必須)

申込者名			
物件名		号室	
商品種別	<input type="checkbox"/> トリオ <input type="checkbox"/> トリオ J <input type="checkbox"/> トリオ N <input type="checkbox"/> トリオ J select <input type="checkbox"/> トリオ N select <input checked="" type="checkbox"/> その他( トリオ N 分割型 )		

送付される書類にチェック  していただき、送付枚数をご記入ください。

①は全ての方にご提出いただけます。①と②の両方をご提出いただく場合もございます。

該当する書類が存在しない場合は、その他欄内の項目にチェック  していただき、( )内に書類名をご記入ください。

### ①本人を証明する書類

日本国籍の方 (右記のいずれか1点)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード	枚
外国籍の方	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書もしくは在留カード(表面&裏面) ※在留資格がない方・在留期限が切れている方は不可	枚
その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )	枚

### ②支払いの根拠を示す書類(賃料が適正にお支払いいただけるのか客観的に判断が可能な書類)

給与所得者 (会社員・公務員・アルバイト)	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 ※表紙&最新記帳3ページ分	枚	
就職内定者	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 ※表紙&最新記帳3ページ分 <input type="checkbox"/> 内定通知書	枚	
自営業者 (役員職を含む)	<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書 ※税務署印がある直近1期分 または <input type="checkbox"/> 課税証明書 ※源泉徴収票は不可	枚	
無職	求職者・退職者	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳(資金が確認できるページ) ※表紙&最新記帳3ページ分	枚
	年金受給者	<input type="checkbox"/> 年金支払通知書(受給額記載のもの)	枚
	生活保護者	<input type="checkbox"/> 保護決定通知書(住宅扶助・生活扶助額記載のもの)	枚
	留学生・外国籍他	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳(仕送額が確認できるページ) ※表紙&最新記帳3ページ分	枚
新規事業開業者	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳(開業資金額が確認できるページ) ※表紙&最新記帳3ページ分 <input type="checkbox"/> 事業計画書	枚	
その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )	枚	

## JIDへの連絡事項

--